

株式会社甲府キンダイサービス

次世代法に基づく一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、

次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 27 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日までの 5 年間

2. 内容

目標 1 : 産前産後休業や育児休業、育児休業給付、産休育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

平成 27 年 4 月～	法に基づく諸制度の調査
平成 28 年 4 月～	制度内容の理解・意識調査
平成 29 年 4 月～	制度に関するパンフレットを作成し社員に配布
平成 31 年 4 月～	制度内容の理解・意識の再調査
平成 31 年 9 月～	制度内容の理解・意識調査の取りまとめ
平成 32 年 3 月～	さらなる理解度アップのための取組検討

目標 2 : 小学校入学前までの子を持つ労働者の短時間勤務制度を導入する。

<対策>

平成 27 年 4 月～	社員のニーズの把握、検討開始
平成 30 年 4 月～	制度導入

株式会社甲府キンダイサービス

女性活躍推進法に基づく行動計画

女性の現場責任者を増やし、女性が活躍できるフィールドを広げるための職場環境の整備を行うため、
次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間：平成28年4月1日～平成33年3月31日
2. 当社の課題：女性従業員は多いが高齢者比率が高く、女性の現場責任者が少ない
3. 目標と取組内容・実施時期

目標：女性の現場責任者を現在の3人から6人以上に増加させる

<取組内容>

- 平成28年4月～ 現社員の中から、将来的に女性責任者となる資質、能力、意欲のある者を選定
- 平成28年10月～ 現場ヒアリングにより女性責任者を配属する上での課題分析
- 平成29年4月～ 女性の求職者に対する広報活動。

新卒・中途採用活動で女性求人を積極的に推進する

- 平成30年4月～ 実際に現場責任者として登用、配属を開始する。
- 平成31年4月～ 資格試験や技能検定などを受験受講させ、キャリアアップを促進する